

( 整理番号 0238 )

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第3回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月27日(火) 15時30分～16時50分					
出席状況	公 益 代表委員	出席2人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 金額改定について</p> <p>(1) 労使双方の主張について</p> <p>ア 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 今年の厳しい状況は理解するが、消費税増税の影響もあり、最低賃金で生活している方々の生活を少しでも良くするという観点から、引上げは必要であり重要であると考えている。はん用の業種は自動車関連の中小企業が多くあるが、中国などの自動車市場も少しずつ良くなり、仕事量も増えてきており、仕事に戻りつつあるのではないかと主張した。</p> <p>(イ) 6円引上げまでの影響率が13.05%であること、使用者側が1円の提示をされたことなどから、5円の引上げを提示した。</p> <p>(ウ) 今年の県内他産業が3円の引上げで結審していることから、はん用機械器具等製造業としても同額の3円の引上げを最終額として提示した。</p> <p>イ 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>(ア) 仕事が減ったことに加え、素材、原材料の値上げがあり、より厳しい状況で、多くの企業は雇用調整助成金を受給し何とか雇用を維持しているが、年明けにはどうなるかわからない。コロナの影響が続くと失業者が増加し、社会的弱者に大きくしわ寄せがいく、雇用を守ることが最優先であると主張した。</p> <p>厳しい状況であるが、最大限譲歩し1円の引上げを提示した。</p> <p>(イ) 自動車関係の回復傾向については、メーカーによって、また、乗用車、商用車、トラックなど車種によっても異なっており、はん用機械器具製造業全体を考えなければならない。大手の電機メーカーが身売りされており、コロナの影</p>						

響は大きく、中小企業は雇用調整助成金で維持しているが、いつまで続くかわからず懸念されると主張した。

引上げの限度として、県内他産業の結審状況が2円から3円の引上げであること、はん用機械は他産業よりコロナの影響で仕事量の減少が大きいことから、2円の引上げを提示した。

(ウ) 今年のコロナ禍における経済情勢、中小零細企業の危機的状況を考えると、2円の引上げが限度で、精一杯譲歩した結果と主張した。

## (2) 結審状況等について

労働者代表委員3円の引上げ、使用者代表委員2円の引上げを提示して膠着したため、これまでの審議経過や労使それぞれの主張を尊重し、その上で、新型コロナウイルス感染拡大による現下の経済情勢、及び県内の特定最低賃金結審状況と地域別最低賃金の状況も踏まえて、公益見解3円の引上げ時間額913円を提示した。

協議の結果、使用者代表委員は「3円の引上げは困難で同意できない」と主張し、全会一致に至らなかったため部会採決となり、採決の結果、賛成4反対3の賛成多数で結審した。

また、審議会会長あての報告書について審議し、原案どおり決議された。

## 2 その他 特になし